

業 務 委 託 契 約 書 (案)

大和高田市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、ケアプラン点検業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務委託）

第1条 発注者は別紙仕様書に記載のケアプラン点検業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和 年 月 日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、点検内容の分析に係る分析結果報告書の提出については、令和9年3月23日までとする。

（委託料）

第3条 第1条の委託業務に対する委託料（以下「委託料」という。）は、金 , , 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第30条の規定による契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、委託料に10分の1を乗じて得た額とする。この場合において、100円未満の端数が出るときは、100円未満の端数を切り上げた額とする。

2 発注者は、受注者が大和高田市契約規則第30条第3項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（善管注意義務）

第5条 受注者は、委託業務に関して、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを遂行するものとする。

（再委託の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は大部分を一括して他に委託してはならない。ただし、委託業務の一部につき、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、委託業務の内容を変更し、又は履行を一時中止させ、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償の金額は、発注者と受注者とが協議して定める

ものとする。

(損害のために必要な経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、受注者が負担するものとする。

(完了報告及び検査)

第10条 受注者は、委託業務が完了したときは、発注者に完了報告書を提出しなければならない。ただし、第2条第2項の分析結果報告書(以下「分析結果報告書」という。)については、同項に定める期日までに提出しなければならない。

2 発注者は、前項の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 委託業務の遂行及び成果の引渡しは、前項の検査に合格したときをもって完了したものとする。

4 受注者は、分析結果報告書について、第2項の検査の結果が不合格となり、補正を求められたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、委託期間満了の日までに検査に合格しなければならない。

(委託料の支払)

第11条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における遅延金等)

第12条 受注者の責めに帰する事由により、第2条の委託期間までに委託業務を完了することができなかった場合において、発注者は、委託期間満了後に完了する見込みがあると認めるときは、延滞金を付して委託期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、委託料に委託期間満了日の翌日から検査の合格の日までの期間の日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。

3 発注者の責めに帰する事由により、委託料の支払が遅れた場合には、受注者は、遅延利息の支払を請求することができる。この場合における遅延利息は、委託料に前条第2項に定める期限の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。

4 第2項の規定に基づき算出された延滞金又は第3項の規定に基づき算出された延滞金遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は延滞金を、受注者は遅延利息を付さないものとする。

(成果の帰属)

第13条 引渡しを完了した委託業務の成果は、すべて発注者の所有とし、発注者は、その事業に自由に使用することができる。

(個人情報の保護)

第14条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定及び別紙特記事項に掲

げる事項を遵守しなければならない。

(個人情報 of 安全管理措置)

第15条 受注者は、この契約による事務を処理するに当たっては、大和高田市の保有個人情報の管理に関する規程に基づき、この契約による委託業務を処理するために取得、作成等し、又は発注者から引き渡された資料等に記載された個人情報の安全管理措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第16条 受注者は、委託業務を処理するに当たっては、大和高田市情報セキュリティ基本方針及び大和高田市情報セキュリティ対策基準の趣旨に基づき、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、期限内に委託業務を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められとき。
- (4) 受注者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（発注者が個人である場合にはその者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する業務を行う事務所をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき。

キ 下請契約、購入契約をその他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が、アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからオまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、発注者からこの契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず

ず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合は、その理由をその他必要な事項を書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項各号に規定する債務不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、第1項の規定による契約の解除をすることができない。
- 4 第1項の規定により、契約を解除した場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行割合に応じて相当額を委託料として支払うものとする。この場合における相当額とは、履行割合にその他の要素を加味したものとしなければならない。

(契約解除の違約金)

第18条 前条の規定により、この契約が解除された場合においては、発注者は、委託料の10分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じるときは、100円未満の端数を切り上げる。）を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面を提出することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 発注者の責めに帰すべき理由により、契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

(談合その他不正行為に対する賠償金)

第20条 受注者は、この契約について次の各号のいずれかに該当するときは、委託料に10分の2を乗じて得た額（100円未満の端数が生じるときは、100円未満の端数を切り上げる。）を賠償金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、発注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合においては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
- (2) 発注者（発注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 発注者（発注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金等の徴収方法)

第21条 発注者は、受託者からの違約金、損害金又は賠償金を徴する場合において、契約保証金が納付されているとき又はこの契約の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは、別にこれを徴収するものとする。

(不可抗力免責)

第22条 発注者及び受託者は、地震、洪水、台風、感染症等の天変地異、戦争、暴動、

